

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の経営理念および社訓に基づき、経営上の組織体制や仕組みを改革・整備することにより、21世紀に通用するコーポレートガバナンスを充実し、持続的な企業価値向上の実現および経営の公正性と透明性の一層の向上を実現する施策を実施しております。

《経営理念》

「利害相反する人を含めて、集団の生存性を高める」

当社および当社グループを取り巻く七媒体(株主、国・県・市町村、金融、取引先、消費者、流通、従業員)を含めて、集団の生存性を高めるという考え方になります。

《発展八訓》

1. 仕事を通じて社会に奉仕すること
2. 仕事を自己形成の場にする
3. 和して同ぜざること
4. 知識・体験を体系化すること
5. 虚飾を去り、実をとること
6. 独創性を発揮すること
7. 積極開拓的であること
8. 有言実行すること

また、当社は、経営理念を実践するために、取締役およびすべての従業員が従うべき行動規範・指針を次のとおり定めております。

《行動規範・指針》

1. 安全な食品とサービスを安定して提供します
2. 顧客の満足と安心が得られるように最大限の努力をし続けます
3. 七媒体と「響働」する企業活動を目指します
4. 環境問題に積極的、自主的に取り組みます
5. 良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動、CSR活動を行います
6. 法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます
7. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます
8. 安全で働きやすい環境の確保に努めます

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1】

(1) 当社の経営理念は、本報告書「1. 基本的な考え方」および当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

ホームページアドレス <http://www.bourbon.co.jp/company/indicator.html>

当社は、現在、経営計画を策定しておりませんが、今後は、経営理念の持続的な実現を目標として経営計画を策定してまいります。
なお、当社の経営戦略は以下のとおりとなります。

1. 新製品開発体制の強化
 - ・競争力優位にあるビスケット市場における圧倒的な市場シェアの獲得
 - ・次世代を担う主力商品の開発、新たなブランドの構築および新カテゴリー群の創出と育成
 - ・各部門の製造技術の組合せによる新たな価値の創造
 - ・先端・先進的研究領域への取り組み
2. 新たな需要を創造する営業体制の強化
 - ・楽しい売り場演出・サービスの提供等の企画提案型営業による新たな需要の創造
 - ・流通チャネル・得意先別要望への適時対応と積極的な企画提案による関係強化
 - ・自動販売機事業、業務用商品販売事業、通信販売事業の品揃え強化による採算性の向上
3. グローバル展開の推進
 - ・中国に経営資源を投下し事業拡大を加速
 - ・東南アジア、北米市場等への販売強化
 - ・その他地域への販売網の構築

4. 経営基盤の強化

- ・IoTを活用した最新の生産システムの構築による品質の向上、リードタイムの短縮およびコスト削減の推進
- ・工場再構築とラインの統廃合および合理化設備の導入による生産性を高めた生産体制の構築
- ・新規原材料開発や購買経路の開拓、製品仕様の見直し等によりコスト競争力を高める体制の強化
- ・グローバル人事制度の導入による将来の経営幹部の育成・強化

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(基本方針)

当社は、当社の経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主をはじめとするステークホルダーの権利、利益を尊重し、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指します。

1. 株主の権利、平等性の確保

当社は、重要なステークホルダーであります株主の権利を尊重し、少数株主、外国人株主等を含むすべての株主の平等性を確保いたします。

2. ステークホルダーとの適切な響働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、すべてのステークホルダーと響働が必要不可欠であると認識し、様々なステークホルダーのダイバーシティを尊重し、その権利、立場や健全な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、ステークホルダーに対して適切な情報開示を行うことを重要な経営課題の一つと考え、法令や上場規程に基づく開示以外にも、重要と判断される情報(非財務情報を含む)についても、自主的かつ積極的に開示をいたします。

4. 取締役会の責務

当社の取締役会は、社外取締役をはじめ各取締役が、その有する経験、知見を活かしながら、慎重な議論が行われており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上および収益力、資本効率等の改善のために、その役割・責務を果たしております。

5. 株主との対話

当社は、重要なステークホルダーであります株主との積極的な対話を図るとともに、適切な情報開示に努めることにより、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を推進してまいります。

(3)取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、会社業績、経済情勢等を考慮し、独立社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会からの一任を受けた代表取締役が決定いたします。

(4)当社は、取締役および監査役候補者の指名については、各事業分野における専門能力、知見を有すること等を基準として、幅広い多様な人材の中から、独立社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会における慎重なる審議に基づき決定いたします。なお、監査役候補者においては、監査役会の同意を得て決定するものとしております。今後は、任意の委員会の設置等を検討してまいります。

(5)取締役、監査役候補者の選任理由については、株主総会招集ご通知の株主総会参考書類にて開示しております。

【原則4-11-3】

当社では、取締役会の実効性についての分析・評価につきましては、当社の中長期的な企業価値の向上、取締役会の機能向上の観点から、今後、その分析・評価方法を含め検討してまいります。

【原則5-2】

当社は、持続的な成長と中長期的な株主価値の向上に努め、今後の経営戦略や経営計画の策定に際しては、収益計画や資本政策の基本的な方針等を開示することを検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築・強化等の観点および当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を取得し保有することができるものとします。また、当社では、政策保有株式の議決権の行使については、当該上場会社の経営方針を尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また、当社への影響等を総合的に判断して行使いたします。

【原則1-7】

当社は、当社の役員や主要株主等との間において取引を行う場合には、株主共同の利益を害することやその懸念をもたれることのないよう、関連する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会に付議し承認を得ております。なお、期末日において関連当事者間取引に関する調査結果を取締役に報告し、取引内容の把握、監視を行っております。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、重要事項(経営戦略等)に対する意思決定を適法に行っております。なお、取締役会における決議事項につきましては、取締役会規則および取締役会付議基準にて定めており、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8】

当社は取締役会を18名で構成しており、このうち独立社外取締役を前年度の2名から3名に増員いたしました。独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役会において、適宜、発言を行っております。

【原則4-9】

当社は、当社における社外取締役および社外監査役(以下、併せて「社外役員」といいます)を独立役員として認定基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を制定いたします。

以下のa.またはb.に掲げる者に該当しないこと。

- a.現在または最近において、当社グループの主要な取引先または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者に該当する者
b.現在または最近において、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)に該当する者
- *1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう
 - *2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう
 - *3 主要な取引先とは、(1)当社グループとの取引において、直近の事業年度における当社グループの売上高または仕入高が、直近の事業年度における当社グループまたは取引先グループの年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額を超える取引先 (2)当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう
 - *4 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう

【補充原則4-11-1】

当社の取締役の人数は、定款において20名以内と定めており、当社事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うために必要かつ適切な人数にて構成することを基本としております。また、取締役は当社の事業にかかる各分野における専門能力、知見を有する社内取締役と企業経営、金融および行政分野等における高度な知識と豊富な経験を有する社外取締役により構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスおよび多様性も確保しているものと認識しております。現在、取締役の指名および選任については、独立社外取締役への相談、意見聴取を行った上で、取締役会において慎重に審議を行い決定しておりますが、今後は、任意の委員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役、監査役として本来の役割・責務に支障をきたすと認められない限り、その兼職する会社数に制限は設けておりません。また、取締役、監査役の他の上場会社並びに重要な兼職については、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役および監査役が、その役割および機能を果たすために必要とする経済情勢、業界動向、コーポレートガバナンスおよび財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、職務遂行を支援しております。また、業務上の知識の習得や適切な更新等のために様々な講習会を斡旋し理解促進に努めております。さらに、当社の社外取締役および社外監査役は、就任後、適時に当社および当社グループの経営戦略、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、各関係部署または担当取締役から説明を受けることで、十分な理解を形成しているものと認識しております。

【原則5-1】【補充原則5-1-2】

当社における株主との対話については、財務管理部担当取締役が統括し、関係部署と適切に情報交換を行い連携し対応しております。また、対話において把握された株主の意見等を担当取締役や取締役会において報告を行い、経営に反映することにより会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができるような体制を整えております。

(1)IR活動は、財務管理部担当取締役および総務推進部担当取締役が担います。

(2)担当取締役が関係部署との連携を適切に行っております。

(3)各種情報開示は、定時株主総会をはじめ四半期ごとの取材による開示、ホームページなど公表が必要な案件を漏れなく、遅滞なく発表することにより株主との対話の充実に資するよう努めております。

(4)対話において把握された株主の意見、懸念などを関係部署取締役や取締役会に適宜、報告し、経営に活用してまいります。

(5)株主との対話にあたっては、「インサイダー取引防止規程」に則り、インサイダー情報については、適切に管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人ブルボン吉田記念財団	2,612,570	9.43
吉田興産株式会社	2,200,000	7.94
ブルボン柏湧共栄会	1,669,800	6.02
吉田康	1,171,802	4.23
吉田和代	1,140,872	4.11
株式会社第四銀行	1,139,666	4.11
株式会社北越銀行	1,131,998	4.08
北日本興産株式会社	1,055,162	3.80
吉田暁弘	781,585	2.82
吉田真理	685,145	2.47

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新 20名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 18名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川村治夫	他の会社の出身者													
関根洋祐	他の会社の出身者													
河端和雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村治夫	○	—	川村治夫氏は、海外での豊富な経験を有しておりますとともに、当社と利害関係を有せず、高い独立性を有していることから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員に指定いたしました。
			関根洋祐氏は、長年にわたる豊富な行政経験と地域情勢に精通していることに加え、当社が地方にありながらグローバル企業に成長し、持

関根洋祐	○	——	統的な企業価値の向上を目指すための知見を有しているとともに、当社と利害関係を有せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員に指定いたしました。
河端和雄	○	——	河端和雄氏は、長きにわたる総合商社での世界の食糧事情や国際間戦略にも精通した経験を活かし、また、業界再編を主導し卓越した経営手腕を有しているとともに、当社と利害関係を有せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

5名

監査役員数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年度の監査計画及び監査方針のすり合わせを行い、中間期・期末の決算毎に会計監査指摘事項・会計監査報告について意見交換・協議などを実施しております。

また、内部監査については専任の部署を設置しており、監査結果を監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役員数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
菊池慎	弁護士														
川上悦男	税理士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊池慎	○	——	菊池慎氏は、弁護士として専門的な知識、経験を有しておりますとともに、当社と利害関係を有せず、高い独立性を有していることから一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断して独立役員に指定いたしました。
川上悦男	○	——	川上悦男氏は、2012年6月まで当社の顧問税理士に就任しておりました。税務経験豊富な社外監査役として取締役会等において専門的見地からの発言や適切な牽制機能を果たすと考えられ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断して独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

検討課題として捉えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬の合計額は、2016年3月31日現在、109百万円です。(但し、社外取締役及び使用人分を除く)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

——

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務推進部が事務局としての機能を果たしており、取締役会に付議する議案について、必要に応じた事前説明等の情報伝達を行っております。

また、社外監査役に対しては、常勤監査役も含めての監査役会事務室を設置しております。監査役会を定期的開催し、常勤監査役より社外監査役へ監査の実施状況等について説明をしております。また、当社は、社団法人日本監査役協会に加入し、開催される研究会等へ参加など知識取得のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の経営理念である「利害相反する人を含め、集団の生存性を高める」を基にして、経営上の組織体制や仕組みを改革・整備することにより、21世紀に通用するコーポレート・ガバナンスを充実し、経営の公正性と透明性の一層の向上を実現する施策を実施してまいります。

当社は、取締役会を随時開催可能な体制としており、機動的、かつ十分な審議を行い意思決定を行っております。また、これとは別に幅広く審議を行うため、代表取締役社長が議長を務める全社制策連絡会議を設け、業務執行に関する基本事項および施策の実施、重要事項の報告、討議を行い取締役会へ議案提出も行っております。

当社は、当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「経営理念」「行動規範・指針」および「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス推進の教育、研修の実施を行うとともに、法令の施行、改正などを収集し、全社制策連絡会議において報告を行い、各部署への周知・徹底を図っております。そして、全ての役員および使用人は、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に即した企業活動を進めております。

○監査の状況

当社の監査役は4名で、常勤監査役2名および非常勤監査役2名であります。監査役の監査活動は、取締役の業務執行監査、重要会議への出席、工場などの往査、連結子会社の監査などの他、代表取締役との定期的会合、会計監査人からの中間期・期末の決算毎の会計監査指摘事項・会計監査報告について意見交換、協議などを実施しております。

内部監査につきましては、専任の部署を設置しております。財務管理部は、営業拠点の業務の適正性について監査を実施し、業務の改善に向けて具体的なアドバイスや勧告を行っております。品質保証部は、各工場及び当社の企業集団の生産活動における、安全・衛生・環境保全・品質記録管理等が適正に実行されているか、また、原材料の国内外の納入先に対する履歴管理、生産管理体制の監査を実施し、随時、改善活動の推進を図っております。

○会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査に太陽有限責任監査法人を起用しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結しており、それに基づき報酬を支払っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業活動を通じて当社を取り巻く七媒体(株主、消費者、流通、国県市町村、取引先、金融機関、従業員)との良好な関係を構築するとともに経営の健全化と透明性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制として、監査役設置会社制度を導入しております。

独立役員としての要件を満たしている社外監査役2名を含めた監査役4名および独立役員要件を満たしている社外取締役3名が、独立した立場から取締役会に出席し、客観的かつ専門的な観点から議案・審議等に必要な発言を行い、経営の監督を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主総会提出議案につき株主の皆様にご検討いただく十分な時間を確保するために、法定期限内に早期発送を行いました。

その他

ビジュアル化による会社状況の説明を時間をかけて丁寧に行っております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信、決算公告、ニュースリリースなどの掲載を行っております。

IRに関する部署(担当者)の設置

総務推進部、財務管理部です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

「利害相反する人を含め、集団の生存性を高める」を経営理念としております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001の認証を取得し環境保全活動の実施、環境報告書の作成を行っております。
また、当社は、心と体の健康づくりをテーマに、文化・芸術、スポーツ支援活動に取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

株主をはじめ企業のステークホルダーズ(利害関係者)等広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を公平かつ積極的に開示しております。

その他

当社は、消費者の笑顔創出につながる菓子・飲料・食品の製造・販売事業を行っており、性別や国籍、年齢等に関わらず、多様な人材の活躍を重視しております。
現時点での女性役員はおりませんが、人材の登用は能力、実績、見識などを総合的に評価して判断を行っております。女性による商品開発の実施や販売、管理など、管理職を含め女性が活躍できる環境づくりに取り組んでおります。
社員が継続して働き続け、充実した生活を支援するため、仕事と家庭の両立がしやすい働き方や3年間の育児休業制度導入など、ワークライフバランス&スタディの充実に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を2006年5月12日開催の当社取締役会において定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「経営理念」「行動規範・指針」を定めます。そして当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます。

(2) 当社及びグループ会社では、コンプライアンスの推進のため、教育、研修を実施します。また、法令の施行、改定などを拾い出し全社制策連絡会議において報告する事で、各部署への周知・徹底を図ります。

(3) 当社及びグループ会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応します。

(4) 当社及びグループ会社の業務活動の改善提案及びコンプライアンスに関する疑問や違反行為等の通報のため、社外を含めた複数の通報相談窓口「ヘルプライン」を設置します。また、通報者の保護を徹底します。

(5) 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査局を設置し、定期的の実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、当社及びグループ会社の業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか調査します。さらに、当社及びグループ会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか確認することにより、当社及びグループ会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を当社監査役会及び関係取締役に報告します。

(6) 当社及びグループ会社は、金融商品取引法その他諸法令・諸基準に則り、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を定め保存、管理します。

(2) 文書の種類に応じ保管期間、管理責任部署、保管場所等を定めるとともに、議事録等の重要文書類については、10年間閲覧可能な状態を維持します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、業務執行に係る社会情勢の変化、販売及び取引構造の変化、品質保証関係、経済情勢等の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクを認識し、それらの危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失のリスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。具体的には内部統制委員会の指示の下、個々のリスク毎に管理責任部署及び責任者を定め体制を整えるとともに、リスク管理規程に基づき、定期的に対応策の見直し、教育の実施、周知徹底を行います。

(2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えます。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、取締役会規則により、職務執行の効率化を図ります。

(2) 当社及びグループ会社の取締役会とは別に、内部統制体制の図に示す全社制策連絡会議を随時開催し、業務執行に関する基本事項及び施策の実施、必要事項の報告を行います。

(3) 当社の常勤監査役は当社の取締役会と全社制策連絡会議に出席し、意見陳述及び取締役の業務執行に関する監査等を行います。

5. その他当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社は当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特質を踏まえ当社準拠の内部統制システムを整備します。

(2) グループ会社の経営につきましては、当社関係部署の支援のもと、その自主性を尊重しつつ事業内容の報告を随時、全社制策連絡会議にて行います。また重要案件については当社関係取締役を交えた事前協議を行います。

(3) 主要なグループ会社につきましては、当社の監査役が定期的に監査を行い業務の適正を確保する体制を整備します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 当社の監査役は、内部監査局及び会計監査人と必要に応じ意見・情報の交換を行うことができ、またその判断により職務遂行に必要な調査、情報収集等を実施可能な体制を構築します。

(2) 当社の監査役の職務を補助する使用人に関する機関として、監査役会事務室(専任職員1名、総務推進部との兼任職員1名)を設置します。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人に指示・命令した業務については、当社の取締役及び使用人は指揮命令の権限を有しません。

(2) その適切な職務遂行のため、人事評価、人事異動、懲罰等の決定については、事前に当社の監査役の同意を必要とします。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社の監査役の職務を補助する使用人は、その指示・命令に従い行動します。

(2) 当社の監査役は、内部監査局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査局に代表取締役社長を通して調査を求めることとします。

9. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の監査役は、当社及びグループ会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社及びグループ会社の取締役会や全社制策連絡会議の他、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及

び使用人等から説明を求めることができることとします。

(2)当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、重大なコンプライアンス違反や、信用失墜を引き起こし会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、或いは当社及びグループ会社の業務または業務に影響を与える重要な事項を発見した際には、当社の監査役へ適時、適切な報告を行う体制を確保します。

(3)通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容について、担当部門は定期的に当社の監査役へ報告します。

10. 当社の監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社の監査役へ、前項の報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、その報告の事実をもって不利な取扱いをしません。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)当社の監査役の監査に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にします。

(2)監査の為に必要な費用の前払又は償還は速やかに行います。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の監査計画及び監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図り効果的な監査業務の遂行を図ります。

(2)代表取締役と当社の監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

この方針につきましては、2008年3月22日付の取締役会において、当社の「内部統制システム構築の基本方針」へ追加することを決議し、設定しておりますとともに、当社の全従業員へ配布している「行動規範・指針」にも、法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進める行動指針に明記し、周知・徹底を図っております。

また、取引契約書の中に条項としても盛り込んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

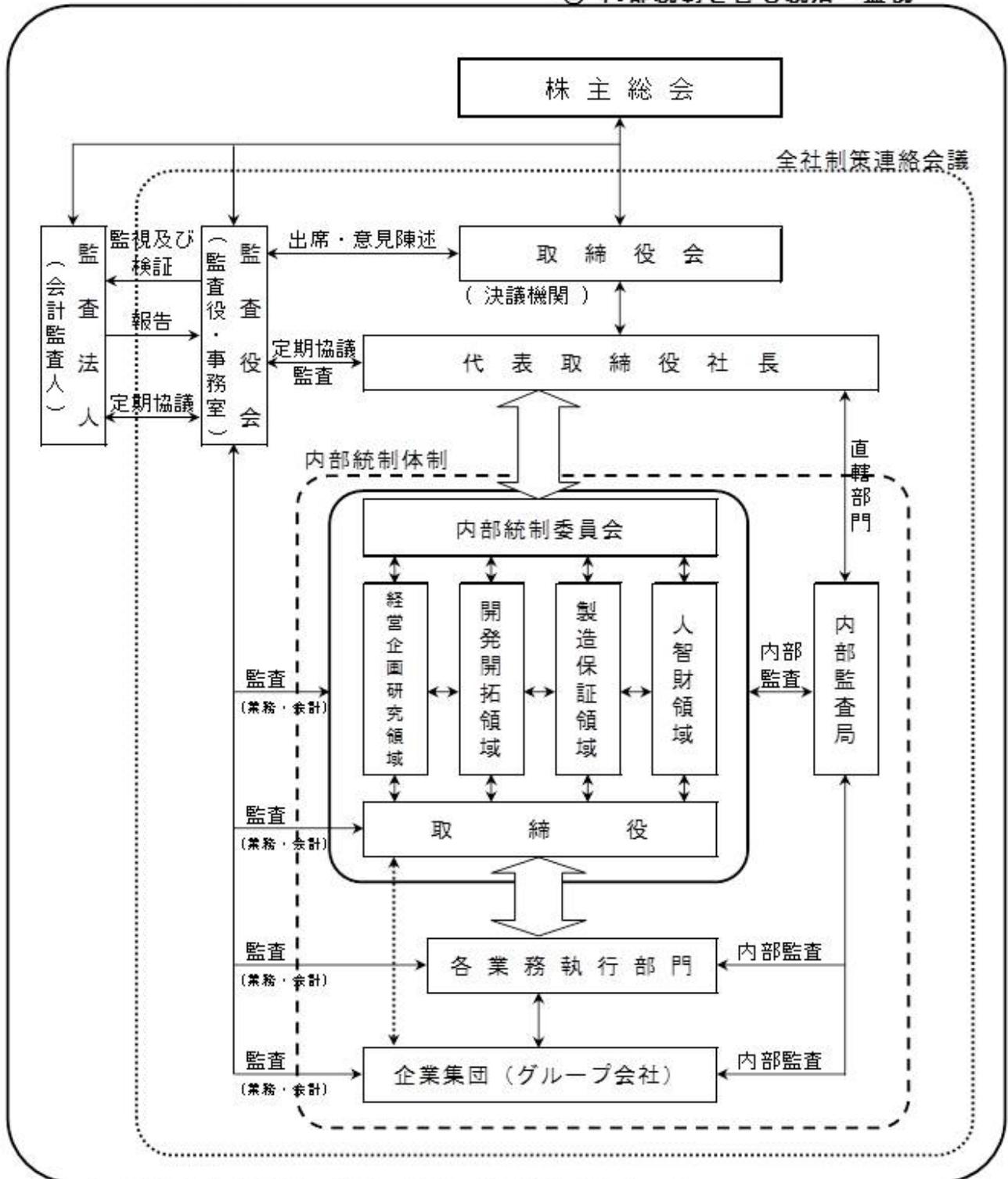
買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスと内部統制体制

コーポレート・ガバナンス（企業統治） ① 経営の効率的運営
 ② 内部統制を含む統治・監視



※ 全社制策連絡会議は、社外取締役、社外監査役を含みません。

適時開示体制の概要

適時開示体制の概要

